

芦屋市地域福祉推進協議会専門部会
地域協議部会の設置について

1 国が示す地域協議会の設置・運営について

(1) 設置目的

- 社会福祉充実計画の策定

改正社会福祉法により，社会福祉充実残額（毎会計年度，事業の継続に必要な額を上回る資産）がある社会福祉法人は，社会福祉充実計画を策定し以下の事業に再投資しなければならない。

① 社会福祉事業

② 地域公益事業（支援が必要な者に対して無料又は低額で行う福祉サービス）

③ 公益事業（地域公益事業以外の公益事業）

- 地域公益事業を行う場合は，その内容及び事業区域における需要について，住民その他の関係者の意見を聴かなければならない。



(2) 地域協議会の体制

- 原則として，所轄庁が有し，運営主体は所轄庁が地域の実情に応じて決定する。

- 設置にあたっては，効率的に開催する観点から，可能な限り既存の会議体を活用するものとする。（例：地域福祉活動支援計画策定委員会，地域ケア会議，自立支援協議会等が想定される。）

- 構成員

以下の者を想定し，地域の実情に応じて所轄庁が定める。

① 学識有識者 ② 保健医療福祉サービス事業者 ③ 民生委員・児童委員

④ 自治会等地域住民の代表者 ⑤ ボランティア団体 ⑥ 社会福祉協議会

⑦ 福祉行政職員

(3) 地域協議会の役割

- 地域公益事業を実施しようとする社会福祉法人からの要請に基づき，所轄庁が開催し，以下のような点について討議を行う。

① 地域の福祉課題に関すること。

② 地域に求められる福祉サービスの内容に関すること。

③ 社会福祉法人が実施を予定している地域公益事業に関する意見

④ 関係機関との連携に関すること。

2 本市における地域協議会の設置

- 国の指針等を踏まえて、「地域福祉推進協議会」に専門部会として「地域協議部会」を設置し、協議会の委員の中から選任する。
- 「地域協議部会」の設置に伴い、設置要綱を改正する。平成30年4月1日施行
- 「地域協議部会」の開催時期
法人の決算が確定し、社会福祉充実残額を試算する。充実残額が生じた場合に計画案を作成（5月上旬頃）
計画案作成後に地域協議部会へ意見聴取（5月下旬～6月上旬頃を想定）
6月末までに法人内部の手続を経て所轄庁へ承認申請
※充実残額が生じない場合は計画作成は不要